|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　１１  　　第９章･第10章･第11章 | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

▶第9章　改正

第96条【改正の，その公布】

1. この憲法の改正は，(　１　)の総議員の(　２　)分の２以上の賛成で，(　３　)が，これを発議し，(　４　)に提案してその(　５　)を経なければならない。この(　５　)には，特別の(　６　)は国会の定める選挙の際行はれる(　７　)において，その(　８　)の賛成を必要とする。
2. 憲法改正についての(　５　)を経たときは，(　９　)は，(　４　)の名で，この憲法と一体を成すものとして，直ちにこれを(　10　)する。

▶第10章　最高法規

第97条【基本的人権の本質】この憲法が日本(　11　)に保障する(　12　)は，(　13　)の多年にわたる自由の努力の成果であつて，これらの権利は，過去のにへ，現在及び将来の(　11　)に対し，侵すことのできない(　14　)の権利としてされたものである。

第98条【最高法規，条約及び国際法規の】

1. この憲法は，国の(　15　)であつて，その条規に反する法律，(　16　)，及び国務に関するその他のの全部は一部は，その効力を有しない。
2. 日本国がした(　17　)及び確立された(　18　)は，これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条【憲法尊重の義務】(　19　)は及び国務大臣，(　20　)，裁判官その他の(　21　)は，この憲法を尊重し(　22　)する義務を負ふ。

23

24

25

26

27

28

29

30

▶第11章　補則

第100条【憲法期日，準備】

1. この憲法は，(　23　)の日から起算して６月を経過した日[昭和22年(　24　)月(　25　)日]から，これを(　26　)する。
2. この憲法を施行するために必要な法律の制定，(　27　)議員の選挙及び国会の手続並びにこの憲法を(　26　)するために必要な準備手続は，の期日よりも前に，これを行ふことができる。

第101条【経過規定—参議院未成立の間の国会】この憲法の際，(　27　)がまだ成立してゐないときは，その成立するまでの間，(　28　)は，国会としての権限を行ふ。

第102条【同前—第1期参議院議員の任期】この憲法による第１期の(　27　)議員のうち，その(　29　)の者の任期は，これを3年とする。その議員は，法律の定めるところにより，これを定める。

第103条【同前—公務員の地位】この憲法の際現に在職する国務大臣，(　28　)議員及び裁判官並びにその他の(　30　)で，その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は，法律で特別のをした場合を除いては，この憲法施行のため，当然にはその地位を失ふことはない。し，この憲法によつて，後任者が選挙は任命されたときは，当然その地位を失ふ。